

令和2年4月21日

各市町村長  
各指定地方公共機関の長  
様

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等  
緊急事態措置の実施等について

標記について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長より別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、緊急事態措置の実施に係る報告として、基本的対処方針三（６）３）⑧において、「緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。」とされていることを踏まえ、特定市町村長及び指定地方公共機関の長が緊急事態措置を実施した場合は、都道府県対策本部でとりまとめの上、遅滞なく、政府対策本部に報告する必要があることから、措置を実施した場合は、随時、「別紙様式第2」に記入の上、下記担当までご連絡ください。

【報告先】 [c11117@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11117@pref.gifu.lg.jp)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部社会機能維持総括班まで

担当所属	岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 社会機能維持総括班
担当	上野、三浦、水谷、三田村、樋口、今村
E-mail	<a href="mailto:c11117@pref.gifu.lg.jp">c11117@pref.gifu.lg.jp</a>
電話番号	代表 058-272-1111(内線2403, 2404, 2405)



閣 副 第 4 5 4 号  
令和 2 年 4 月 16 日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長  
樽 見 英 樹  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等  
緊急事態措置の実施等について

新型コロナウイルス感染症対策については、令和 2 年 3 月 26 日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づく政府対策本部を設置し、令和 2 年 4 月 7 日に、特措法第 32 条第 1 項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされました。

本日、特措法第 32 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項第 2 号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置（第 46 条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域を全都道府県へと変更するとともに、特措法第 32 条第 6 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

このことを踏まえ、特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）については、下記のとおり取り扱うこととしましたので、その実施に当たっては、この趣旨に沿って適切に対処されるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村及び特措法第 2 条第 7 号に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。）にも、周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1 緊急事態措置の実施に係る事前協議

基本的対処方針三（６）３）⑦において、「特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。」とされていることを踏まえ、特措法第 38 条第 1 項に規定する特定都道府県知事（以下「特定都道府県知事」という。）は、緊急事態措置の実施にあたっては、特措法第 16 条第 1 項に規定する政府対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）に対し、事前に協議を行うこと。

### 2 緊急事態措置の実施に係る報告

基本的対処方針三（６）３）⑧において、「緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。」とされていることを踏まえ、特定都道府県知事は、別紙様式第 1 により、緊急事態措置を実施した際は、遅滞なく、政府対策本部長に対し、その旨及びその理由を報告するとともに、別紙様式第 2 により、特措法第 38 条第 1 項に規定する特定市町村長及び指定地方公共機関の長が緊急事態措置を実施した旨及びその理由に係る報告を取りまとめ、遅滞なく、政府対策本部長に報告すること。

### 3 大型連休期間中における都道府県の区域を超える不要不急の移動の自粛の要請の徹底

基本的対処方針三（３）⑩において、「特定都道府県は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に、大型連休期間においては、法第 45 条第 1 項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、住民に協力を要請する。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求める。政府は、必要に応じ、当該不要不急の移動の自粛に関し、法第 20 条の規定による総合調整を行う。」とされており、特定都道府県知事は、これを踏まえ、住民に協力を要請するなど、適切に対応するとともに、要請等を行ったことを、別紙様式第 3 により、遅滞なく、報告すること。

別紙様式第1 特定都道府県知事による緊急事態措置の実施に係る報告

都道府県名：

	緊急事態措置の内容（根拠条文）	措置を行った日	期間	理由（必要性）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

<留意点>

- ・回答に際して枠が足りない場合には、適宜追加をお願いします。

別紙様式第2 特定市町村長及び指定地方公共機関の長による緊急事態措置の実施に係る報告

都道府県名：

	実施主体 (特定市町村／指 定地方公共機関)	緊急事態措置の内容 (根拠条文)	措置を 行った日	期間	理由 (必要性)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

<留意点>

- ・回答に際して枠が足りない場合には、適宜追加をお願いします。

別紙様式第3 特定都道府県知事による大型連休期間中の移動自粛の要請に係る報告

都道府県名	大型連休期間における不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ人の移動の自粛に関する要請の概要（ホームページで公表している場合は、URLを貼り付けてください。）	要請日（又は要請予定日）

<留意点>

- ・回答に際して枠が足りない場合には、適宜追加をお願いします。